The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	カントにおける＜法の道徳からの独立＞と＜法の道徳への依存＞の整合性
Author(s)	米田, 恵
Citation	メタフュシカ. 2017, 48, p. 75-88
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67696
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

カントにおける〈法の道徳からの独立〉と〈法の道徳への依存〉の整合性

米田　恵

はじめに

『人倫の形而上学』「法論への序論」において、法概念はカントによって次のように規定される。「法とは、ある人の選択意志が他の人の選択意志と自由の普遍的法則に従って統合されうるための条件の総体である」（Ⅵ 230）[1]。この法の概念が示されるのは、法とは何かという問いが何を問題としているのかを論じる文脈の後である。この問いで問題とされているのは、現行法において「何が合法か（Was Rechtens sei）」ということではなくて、「それらの法律が欲するところがはたしてまた正しいか（auch recht sei）どうか、および一般に法（Recht）と不法（Unrecht））を認識するための普遍的基準」（Ⅵ 229）であると言われる。つまり、法（Recht）は「正しさ」を問題としている。そして、この法概念に対応して得られる、法と不法を見分ける「普遍的基準」とは次の原理である。「あらゆる行為が、あるいはその行為の格率に照らして、各人の選択意志の自由があらゆる人の自由と普遍的法則に従って両立可能であるなら、その行為は正しい」（Ⅵ 230）。合法性とは区別される、法が問題とする「正しさ」の原理は、万人の自由の両立可能性として示される。

さらにカントは、この原理からの必然的帰結として、法の領域が外的行為に制限されているということを導く。「すべての格率に関するこの原理がそれ自身ふたたび私の格率となることを求めることはできない。というのは、各人の自由について私がまったく無関心であったとしても、あるいは私が心の中ではその自由を妨げたいと思っていたとしても、私の外的な行為によってその自由を侵害しなかったならば、各人は自由であることができるからである」（Ⅵ 231）。法が万人の自由の両立可能性として示す正しさは、外的な行為だけによって確保できるのだから、法に適った行為が選択される際に、それが法である、あるいは正しいということを動機にすることまでもが求められるわけではない。普遍的法則に従ったあらゆる人の自由の両立可能性を行為の正

[1] カントの著作からの引用は、アカデミー版全集にもとづき、巻数をローマ数字で、頁数をアラビア数字で、本文中に括弧で表記する。

しさの基準とし、そのための条件の総体が法であると考えるなら、こうした法は外的な行為のみを要求し、行為へと至る心術を要求することはない。

W. ケアスティングは、カントによるこうした法概念の展開から、カントの法がそれを遵守する主観の道徳性を「明白に断念している」[2]と明言する。道徳においては、格率の普遍妥当性という正しさの基準がそのまま意志規定の根拠とならなければならない。定言命法は、他の条件を考慮することなく、道徳的に意志を規定することを求める。この強制的な道徳的命法が目指すのは、「法則の客観的必然性とそれを遵守する際の主観的偶然性のあいだの溝を架橋する」[3]ことである。これに対して、外的行為の合法則性のみを要求する法は、それを遵守する主観が何を根拠とするかを問うことはない。それゆえ法においては、法則に従って正しいと表象される行為の客観的必然性と、そうした行為を主観が遂行するかどうかという偶然性の溝は、法則それ自体によっては埋められない。そこで、この偶然性を「必然的にする」（Ⅵ 222）[4]「命法」にかわるものとして、法の「強制する権能」（Ⅵ 231）がカント自身によって正当化される。普遍的法則に従った自由を妨害するような自由の行使に対して加えられる強制は、「自由に対する妨害を阻むものとして、普遍的法則に従った自由と調和する、すなわち正しい」（ebd.）。カントがこのような仕方で、つまり、法の概念規定から法の原理と外的行為の合法則性のみを求める法の法則を導出し、そうした法に分析的に結びついたものとして強制の権能を考えるとき、ここで考えられている法を、ケアスティングはカントに倣って「純粋で厳密な法の概念」とよぶ。こうした「厳密な法の概念は、『なんら倫理的なものを混じえない』、『純粋でなおかつ徳の指定と混同されない』、そして『選択意志の外的規定根拠以外のものを要求しない』ものとなる」[5]。このように考えられる法は、「道徳的な主観性を明白に断念している」[6]。

ケアスティングは上のように、カントの法概念が遵守に向かう主観の道徳性を一切求めないということを明確に認める。しかしその一方で彼は、「法論は妥当理論上、『実践理性批判』において根拠づけられた道徳哲学に依存している」[7]と考えている。上のような「純粋で厳密な法の概念」とは区別される「法の道徳的概念」[8]が、カントの法論の妥当性を担保している、とケアスティングは主張するのである。そしてカント自身、「（すべての道徳法則、したがってまた、すべての権利（Rechte）および義務が生じてくるところの）私たち自身の自由を、私たちは道徳的な命法を通じてのみ知る」（Ⅵ 239）と述べている。つまり「すべての権利」、それゆえ当然、法によって規定されうる「権利」は、その源泉において道徳性に関係すると考えられている。本稿では、道徳性を断念しつつ、道徳性に依拠しているというこうした法のあり方が、どのように説得力をもって提示されうるのかを明らかにする。

---

2 Wolfgang Kersting, *Wohlgeordnete Freiheit. Immanuel Kants Rechts- und Staatsphilosophie*, Berlin 1984; 3. erweiterte und bearbeitete Auflage, Paderborn 2007, S.86.

3 Ebd., S.85.

4 以下、引用文中の強調はすべて原著者による。

5 Ebd., S.86.

6 Ebd.

7 Ebd., S.93.

8 Ebd., S.86.

1．法論の道徳哲学への〈依存〉について

（1）法の法則と拘束性

「正しく行為することを私の格率とすること」（Ⅵ 231）を求める倫理学とは異なり、カントの考える法は外的行為を通じた自由の両立だけを求める。しかしカントは、このことを述べたすぐ後で、「法の普遍的法則」について次のように言う。

> したがって、あなたの選択意志の使用があらゆる人の自由と普遍的法則に従って共存しうるように、外的にふるまいなさい、という法の普遍的な法則は、たしかに私に拘束性を課すものであるが、私が完全にこの拘束性のために私の自由をかの条件そのものに制限すべきだということを、私にまったく期待しないし、まして要求するのでもない（ebd.）。

「完全にこの拘束性のために私の自由をかの条件そのものに制限すべき」だとされるのではないとしても、ともあれ法の法則は「拘束性を課す」。「拘束性」は、「人倫の形而上学のための予備的諸概念」において、「理性の定言的な命法のもとにある自由な行為の必然性である」（Ⅵ 222）とされている。法の法則が「普遍的法則に従ったあらゆる人の自由の共存」として示す「正しさ」の表象には、この表象に適う仕方で行為するということが、定言的に、つまり他の条件を考慮することなく求められるような、そうした必然性が想定されている。正しさの表象それ自体を、行為に向かう意志規定の根拠とするよう求めることは、道徳性の要求である。それゆえケアスティングが言うように、「法の法則が拘束性を課すこと、つまり他人の法則的自由の不可侵性が無条件に必然的であると想定していることは、それが道徳的－実践的法則であることを証明している」[9]。

このようにカントは、法の法則について、それが道徳性に関係するということを明確に前提している。しかしすでに見たように、法の概念規定から、外的行為への法領域の制限、そして強制権能の正当化へと続く法概念の展開においては、逆に、法が「道徳的主観性を断念している」という事態が当然導かれる。ケアスティングは、カントが前提とする法論と道徳哲学の関係が、『人倫の形而上学』において十分かつ詳細な説明によって厳密に示されていないことを指摘している[10]。しかし彼は、この指摘とともに、カントの理論が首尾一貫しておらず不可解だと切り捨てるわけではない。また、法の法則が「道徳的－実践的法則」であるという前提だけに依拠して、カントの法哲学を「超越論的自由の法として」解釈するのでもなく、逆に、「道徳的主観性の断念」という点だけに依拠して、それを「超越論的自由を欠いた法として」解釈するのでもない[11]。彼は、これら二つの想定がカントの法哲学のうちで整合的に共存すると考えることを可能にする解釈を提示しようとしている。

法の法則が拘束性を課すということが表しているのは、この法則によって示されるのは「定言

---

[9] Ebd., S.100.
[10] Ebd., S.93f.
[11] Ebd., S.94.

的な命法のもとにある」行為の必然性だということである。カントは、『人倫の形而上学の基礎づけ』（以下『基礎づけ』）において、道徳性の原理は定言命法であること（Vgl. Ⅳ 416）、そして定言命法の可能性は意志の自律の可能性、すなわち「あらゆる理性的存在者の意志が何らかの動機や関心を格率の基礎としないで」自らを規定しうるという可能性にかかっていること（Vgl. Ⅳ 444f.）を示した。しかし、意志の自律の可能性それ自体を示すことについては、「理性能力そのものの批判」を待たなければならないとして、これを留保し、課題として先送りする。「定言命法が、そしてそれとともに意志の自律が、真であり、アプリオリな原理として端的に必然的である場合には、道徳性が虚妄でないということが帰結するが、このことは純粋実践理性の綜合的使用が可能であるということを必要とする」（Ⅳ 445）。そしてカントは、『基礎づけ』に続く『実践理性批判』で、「純粋実践理性はあるということを証明」[12] した。

ケアスティングは、カントによるこの証明の論証過程において、「拘束性、実践的法則、道徳的自由および理性の自律は、互いに参照しあう関係にある」ことが示されていると指摘する。そして、この参照関係を前提として、法の法則の拘束性要求を「妥当理論的観点」から勘案するなら、この要求によって主張されているのは「道徳哲学と法論の体系的な根拠づけ連関」であることが明らかである、と述べている[13]。だとすれば、カントが法の法則の拘束性要求を通じて主張しているとケアスティングが考える、道徳哲学と法論との関係を明らかにするには、『実践理性批判』において示される上の諸概念間の参照関係が明確に理解されているのでなければならない。ケアスティングはこの言及の際、『実践理性批判』でのカントの論証の正当な理解として、注において、G. ショルツによる『実践理性批判』分析論の読解を指示している[14]。そこでショルツは、カントが定義する「実践的法則」の概念を詳細に分析し、この概念定義において道徳法則の客観的実在性が理性の事実として解釈される仕方について詳述している。ここで、ショルツのこの読解に従って、ケアスティングの言う諸概念間の「参照しあう関係」を明確にしておきたい。

（2）法則の客観的妥当性と〈法の道徳への依存〉

ケアスティングによって、「分析論冒頭の各論を丹念にたどり、実践的法則の概念を正しく描出している」[15] と評されるショルツの読解は、きわめて綿密なものである。カントはまず、「実践的法則」の概念について「定義（Erklärung）」を行う。この定義において、意志の規定根拠としての実践的な原則は、「格率」と「実践的法則」とに分類される。実践的な原則は「その条件が主観によってたんに自らの意志にとって妥当すると見られる場合は主観的であって、格率である」。それに対して、「その条件が、客観的に妥当する、すなわちあらゆる理性的存在者の意志に妥当すると認められる場合は客観的であって、実践的法則である」（Ⅴ 19）。このように「格率」に対置されるものとして定義される「実践的法則」の概念は、まず、主観的にのみ妥当する条件

---

12 Ebd., S.101.
13 Ebd.
14 Ebd., S.98 Anm.38 u. S.101, Anm.43.
15 Ebd., S.98 Anm.38.

に依拠することなく意欲を規定する原則である。それが客観的に妥当すると認められる場合とは、ある特定の理性的存在者だけに妥当するような条件には依拠せず意欲が規定される場合である。このような意志規定を考えるなら、「あらゆる理性的存在者の意志にとって妥当すると認められる」条件とは、「理性的存在者」という概念においてすべての理性的存在者のうちに考えられている、「理性」そのものから由来する条件しかありえない。それゆえ実践的法則は、その概念においてすでに、「おのずから純粋理性の原則」である。ショルツの言うように、「以上のことは、すでに実践的法則の定義から、格率に対して際立っている特徴のうちに読みとることができる」[16] だろう。

では、あらゆる理性的存在者の意志にとって妥当すると認められる条件とは何か。続く「定理Ⅰ」と「定理Ⅱ」で、「欲求能力の実質」、つまり「その現実性が欲求されている対象」（Ⅴ 21）を意志の規定根拠として含むような原則は、実践的法則ではありえないことが論証される。こうした「実質」はすべて経験的にのみ認識されうるものであることと、経験の内実はあらゆる理性的存在者にとってつねに普遍的に妥当するようなものではありえないということが、二段構えでその根拠となっている。実践的法則とよばれうる原則からは、意志の規定根拠としてあらゆる実質が捨象されなければならない。そして「定理Ⅲ」で、「ある理性的存在者が、自らの格率を実践的な普遍的法則と考えるべきだとすれば、彼はこれらの法則を、実質ではなく形式だけに従って意志を規定する根拠を含むような原理としてしか考えることはできない」（Ⅴ 27）と言われる。ショルツによれば、カントの論証において、「この段階で、思考の決定的な転回が生じている」[17]。

実践的法則とよばれうる原則は、あらゆる理性的存在者にとって客観的な妥当性をもつはずである。この理由で原則から意志の規定根拠としてのあらゆる実質が取り除かれるとき、同時にもう一つの事態が生じている。それは、「ある原則を同時に普遍妥当的であらしめるような、つまりその原則が法則であることを形成するような、意志の何らかの対象というものはありえない」[18] ということである。たとえば、「嘘とは区別される誠実さ」が普遍妥当的だと考えられるとしても、私の採用する原則が普遍妥当的だということを、誠実さという対象を私が意欲していることを根拠にして主張することはできない。実質を捨象する必要性は、客観的妥当性をもつはずの実践的法則が意志規定の条件として実質を含みえないということだけでなく、実践的法則であるかそうでないかの区別の根拠にも影響する。それゆえ上の「誠実さ」の例におけるように、普遍的立法にふさわしいと考えられる格率がおのずから実践的法則である、と言えるわけではないことになる[19]。このように、実践的法則の概念分析から導出される「実質の捨象」という要素は、この概念にとって二重の意味をもつ。

この事態に直面して、実践的法則であるか否かを特定する根拠として正当化されるのが、「普遍的立法というたんなる形式」である。

---

16 Gertrud Scholz, *Das Problem des Rechts in Kants Moralphilosophie*, Diss.Köln 1972, S.167.

17 Ebd., S.178.

18 Ebd.

19 Ebd., S.180.

> ところで、法則（Gesetze）からすべての実質、すなわち意志のあらゆる対象を（規定根拠として）捨象するなら、法則には普遍的立法というたんなる形式以外には何も残らない。それゆえ理性的存在者は、自らの主観的－実践的法則を、つまり格率を、同時に普遍的法則として考えることが決してできないか、あるいは、それに従うことによって格率が普遍的法則にふさわしいものとなるような、そうした格率のたんなる形式がそれだけで格率を実践的法則にするということを想定しなければならないかの、どちらかである。（ebd.）

ショルツはこの「普遍的立法というたんなる形式」について、「同様に『Gesetze』とよばれる、国家権力の所有者の普遍妥当的な命令」[20]、つまり国家の「法律（Gesetze）」とのアナロジーで説明する。国家の法律は、（国家法という規定上原則的に）その国家のすべての国民を対象に立法される。つまり、すべての国民がこの法律に従うことを想定して立法されている。法律からそこで何が命じられているかという固有の実質を除けば、すべての国民に妥当する立法であるというこの形式だけが残る。これが実践的法則の場合であれば、この形式は「あらゆる理性的存在者に対する立法だ」ということである。つまりカントが上の引用で言っているのは次のことである。ある理性的存在者が、意志規定の条件として実質を捨象されているはずのある原則を、それがあらゆる理性的存在者に対する普遍妥当的な立法であるという形式だけを根拠にして採用する場合に、はじめてその原則は「普遍的法則にふさわしいものとなる」のであり、その場合にのみ、法則をたんに主観的な原則である格率から区別することができる。まず意志規定の原則から主観的にのみ妥当する条件を捨象し、次に、そのような原則は普遍妥当的であるということだけを根拠にして、その原則に従って意志規定すると言われる場合にしか、実践的法則というものを考えられないことになる。実質の捨象という要素が導入されることによって必然的に、実践的法則の概念は何を含むかという客観的な問いは、法則によって意志規定する主観の問題へもその論点が拡張される。ショルツの言う「思考の決定的な転回」とはこのことである。

この論点において、実践的法則とよばれる原則が拘束性を課すということは、概念定義からすでに分析的に導かれるということがわかる。ある原則が実践的法則であると考えられるためには、原則の含む意志規定の根拠からは実質が捨象されなければならず、さらに、法則を自らの原則として採用する理性的存在者は、実質が捨象された「普遍的立法の形式」、つまりそれが法則であるということだけを根拠にして、法則に適合して意志規定するのでなければならない。このとき、二重の実質の捨象が法則の絶対的な拘束性を示していることになる。まず第一の実質の捨象によって、法則はそれにふさわしい普遍化可能な原則として判定される。しかしラディカルに言えば実のところ、ここで私たちによって何が普遍妥当的であると判定されるかということにすら依拠することなく、拘束性は、第二の実質の捨象によって、つまり法則が普遍妥当的であることだけによって課される。このラディカルな無条件性こそが定言命法の内実であるだろう。何らかの原則が実践的法則であるなら、概念上つねに、それは定言命法のもとにある行為の必然性、

[20] Ebd., S.178.

すなわち拘束性を要求する。そしてこのことは、意志規定の場面における（つまり第二の）実質の捨象の必然性に由来する。

客観的に妥当し拘束性を課す実践的法則というものがあるとすれば、法則の普遍的立法の形式が唯一の意志の規定根拠でなければならない。逆に、この形式が唯一の意志規定の根拠でない場合には、たんなる格率から区別されるような、実践的法則というものをそもそも考えることができない。実践的法則の概念分析において述べられるこのような「仮定的な考察方法（もし実践的法則というものがあるなら、それは何を含んでいるのか？）」[21] は、このあと「理性の事実」としての道徳法則の意識というテーゼの導入によって放棄され、カントはこのテーゼによって、拘束性をもつ実践的法則の客観的実在性を確保する。しかし今ここで論点となるのは、このテーゼの詳細ではなく、その導入に先立つ仮定的考察において示される上の結論から導出される次のことである。それは、もし実践的法則というものがあるべきだと考えるとすれば、概念上すでにこの考えには、「何らかの原則が実践的法則の立法形式のためだけに従われるべきだという想定」[22] が必然的に伴うはずだという、このことである。

そしてこの想定には、「普遍的立法の形式」という「純粋な思考による、すなわちたんなる理性表象による意志規定の必然性」[23] が含意されている。つまり、理性がそれだけで意志規定の根拠になるべきだという主張が含意されている。このとき、この道徳的洞察において、「この法則を自らにとって拘束的であると認識する存在者において」、自由の「たんなる可能性だけでなく、その現実性を証明」（V 47）することができる。こうして自由は、理性に由来しないようなすべての根拠から独立に意志を規定するという、この存在者の特性として現実性をもつ。そしてまた、法則の形式という「たんなる理性表象」だけによる意志規定という要素がこの存在者によって確保されることで、理性の自律もまた現実性をもつのである。これが、ケアスティングの言う「拘束性、実践的法則、道徳的自由および理性の自律は、たがいに参照しあう関係にある」ということの含意であるだろう。これらの諸概念間のこうした相互依存的な関係を考慮するなら、法の法則の拘束性要求において「道徳哲学と法論の体系的な根拠づけ連関が主張されている」[24] というケアスティングの見解は、たしかに正当に理解可能である。

ショルツもまた、『実践理性批判』の分析から導かれる上の結論を法論へと結びつけている。法則そのものの客観的妥当性という観点において考察するなら、法の法則の拘束性要求には、普遍的立法の形式という「たんなる理性表象」のみを根拠に意志規定することの必然性が同時に含意されている。だとすれば、カントが法の法則の拘束性を要求するのなら、法の法則のもとにある人間を、そのような意志規定を要求しうるような存在者として想定する必要があり、この想定においてのみカントは、たんなる格率ではない、客観的妥当性をもつ法の法則を考えることができる。それゆえ、「人間にとって法の法則の客観的妥当性――法則に従うという可能性ではない――は、

---

21 Ebd., S.185.

22 Ebd., S.189.

23 Ebd., S.181.

24 W. Kersting, a.a.O., S.101.

人間が人格である、つまり『道徳法則のもとでの…自由』（Ⅵ 223）が帰属する理性的存在者であるということだけを根拠にすることができる」[25]。この意味で、カントの法は人間の道徳性に依存していると言える。

２．〈独立〉と〈依存〉の首尾一貫性について

「法はそれが実現される際には道徳的自発性から独立しているが、それにもかかわらず法は、『道徳法則のもとにある理性的存在者の自由にほかならない』とされる『道徳的人格性』（Ⅵ 223）を、法の客観的妥当性の条件として前提していなければならない」[26]。前節の考察によって、カントの法は、ケアスティングのこの言明が示すような仕方で構想されていると考えられることが確認された。その前半部、法が道徳的自発性から独立しているということは、法の領域を外的行為に制限することから当然帰結する法の特性であった。そして後半部、法が「道徳的人格性」を前提とするという点については、法の法則の拘束性要求によって必然的に導かれる法の条件であることが明らかになった。この二つの想定はどちらも、カントが法の法則を法構想の基礎においていることに由来している。法の法則は、万人の自由の両立可能性という原理を指示する。ここから導かれるのは、一方では、外的行為の制限のみによって確保できる自由の両立のためには、「道徳的自発性」を要求する必要はないということである。他方、法の法則は拘束性を課すとされているので、ここまでの考察で明らかとなったように、法則の普遍妥当性という理性表象だけによって意志規定する人間の「道徳的人格性」が、この法構想には前提されていることになる。では、〈道徳からの独立〉という前者の想定と、〈道徳への依存〉という後者の想定を同時に一つの概念に与えようとするカントの法の構想は、ケアスティングがその整合性を主張するように、本当に自己矛盾を含まないのだろうか。

（１）判定原理と遂行原理の形式性

すでに見たように、定言命法の内実は、実践的法則の概念分析において導出される二重の実質の捨象によって説明できる。ある原則が実践的法則であるなら、その原則が含む意志規定の条件からは実質が捨象されていなければならない。この第一の捨象によって確保される普遍的立法の形式は、原則の正しさを判定する原理である。そして、意志規定の場面における第二の実質の捨象によって、普遍的立法の形式だけを根拠としてこの原則が採用されるなら、この形式は正しいと判定された原則を遂行する原理でもある。このように、実践的法則に二重の仕方でかかわる実質の捨象によって、普遍的立法という同一の形式は、原則の正しさを判定する原理と正しいと判定された原則を遂行する原理という、二重の含意をもつことになる。判定原理の形式性により、法則に含まれる条件から実質が捨象され、普遍妥当的であるとみなされる正しさが表象される。さらに、遂行原理の形式性により、意志規定において実質が捨象され、法則の普遍妥当性だけが意志の規定根拠となる。この二重の実質の捨象による形式性の確保は、何らかの原則を、たんな

[25] G. Scholz, a.a.O., S.199.
[26] W. Kersting, a.a.O., S.101.

る格率ではない、実践的法則としてみなしうる条件であった。この条件においてはじめて、あらゆる理性的存在者にとって客観的妥当性をもつという実践的法則の特性が担保される。そして、この二重の形式性の確保において必然的に「義務の判定原理と遂行原理は一致し」[27]、義務は定言的に命じられる。これが、定言命法の拘束性の内実であった。

このように、二重の実質の捨象という視点からすると、定言命法のうちに、判定原理と遂行原理の形式性の確保という「同じ一つの理性の規則への二つの異なる観点」[28] を区別して考えることができる。道徳の命法を二つの要素に分割してその拘束性を説明するこの立論は、法論にとっても重要性をもつ。カントは法においても、判定原理と遂行原理とみなされる二つの要素を考えている。

> すべての立法には、…二つの要素がある。第一は法則であり、それは、なされるべき行為を客観的に必然的であると表象する、つまり行為を義務とする。第二は動機であり、それは、この行為へと選択意志を規定する根拠を法則の表象と主観的に結びつける。したがって第二の要素は、法則が義務を動機とするということである。第一の要素を通じて行為が義務として表象されるが、これは選択意志の可能な規定すなわち実践的法則を、たんに理論的に認識することである。第二の要素を通じて、そのように行為せよという拘束性が、主観において選択意志一般の規定根拠と結びつけられる。それゆえすべての立法は、…やはり動機に関して区別されうる。ある行為を義務とすると同時にこの義務を動機とする立法は倫理的である。これに対し、動機を法則の中に含まず、したがって義務そのものの理念以外の動機も容認する立法は法理的である（Ⅵ 218f.）。

倫理的であれ法理的であれすべての立法が、「法則」と「動機」という要素を備えている。「なされるべき行為を客観的に必然的であると表象する」法則は、義務の判定原理である。「そのように行為せよという拘束性」を主観の意志規定に結びつける動機は、義務の遂行原理である。そして、「義務を動機とする」倫理的立法に対して、法理的立法は、「動機を法則の中に含まない」、つまり「義務そのものの理念以外の動機も容認する」と言われる。

法理的立法において、法の法則が表象する「なされるべき行為の客観的必然性」とは、法の原理が示す「普遍的法則に従ったあらゆる人の自由の両立可能性」である。これは、合法性とは区別される「正しさ」の基準であった。倫理的立法においては、法則が表象する正しさの客観的妥当性は、普遍妥当性という形式だけを動機にして、正しいと判定された格率が選択されることに

---

27 G. Scholz, a.a.O., S.193. ショルツは、批判期以降のカントの道徳哲学を、「判定原理」と「遂行原理」という初期の倫理学講義の用語をあえて用いて、このように特徴づけている。判定原理と遂行原理の問題を、ショルツとは異なる視点から解釈する研究として以下のものがある。檜垣良成、「カント実践哲学における『判定』原理と『執行』原理の区別のゆくえ」（『日本カント研究 12　カントと日本の哲学』理想社、2011 年）。山蔦真之「カント実践哲学における尊敬の感情―道徳における動機、もしくは執行の原理？」（日本哲学会編『哲學』第 61 号、2010 年）。

28 Ebd., S.190.

よって、はじめて確保される。法理的立法において、法の原理は万人の自由の共存という「正しさ」を表象するが、法の法則が要求するのは、この自由の共存が可能であるような外的行為のみである。「正しい」とされる行為が遂行される際の動機については、法は何も要求することができない。だとすれば、遂行原理の形式性によって確保されるはずの法則一般の客観的妥当性は、法理的立法においてはいまだ担保されていないように見える。それゆえ、遵守する主観の道徳的自発性を欠いた法の法則は、客観的に妥当する法則の資格をもたず、そもそも拘束性を要求しうるものではないと考えることも可能に思われる。このとき法は、「超越論的自由を欠いた法」として描出されざるをえないだろう。逆に、外的行為への法領域の制限という条件を手放すことによって法の法則の拘束性要求を担保するなら、法は「超越論的自由の法」として現れる。どちらの解釈も斥けるケアスティングの見解を理解するために、以下では、カントの法の構想において、法の法則の拘束性と非－道徳的な仕方による法の遵守とが矛盾なく両立しうると考えられるのはいかなる場合であるかを考察する。

（２）強制の道徳的根拠づけと〈法の道徳からの独立〉

ケアスティング自身、「理性の法理的立法の問題」を「難問」[29] として提起している。実践的法則は、概念上すでに、「意志をもっぱら法則の形式性という理性表象を通じてのみ規定すること」を含意している。そして法の法則は、拘束性要求によって、「道徳的－実践的法則」であることがはっきりしている。では、法の法則において「理性的な意志規定の要素を度外視してよいということは、どのように根拠づけられ、いかなる契機によって容認されるのか」[30]。ケアスティングは、この「契機」を「外的強制の問題」のうちに位置づけるのだが、その論拠については、ここでもショルツの著作を参照し、論証の詳細をこれに委ねている。そこで、再度ショルツの著作に依拠してこの論証を検討する。

すでに示したように、ショルツは、法則の客観的妥当性という観点において、『実践理性批判』の分析と法論を結びつけている。道徳法則であれ法の法則であれ、それが、客観的妥当性をもち拘束性を課すような、実践的な理性の法則であると考えられる以上は、人間の人格性を前提としているのでなければならない。しかし、彼もまた次のように問う。「だが、私たちが見たように、すでにその概念からして実践的法則が、選択意志を直接規定する根拠としての格率の立法形式という概念と、それゆえやはり動機としての義務の理念の表象と不可分に結びついているなら、次の問いはなお未解決のままである。それは、だとすれば『義務そのものの理念以外の動機を容認する』（Ⅵ 219）ような理性の立法はいかにして可能であるべきか、という問いである」[31]。ショルツは、この「難問」[32] への回答を、法哲学の伝統上にカントの法論を位置づけ、法論そのものの根本的な問い、つまり「法とは何か」という問いを以下のように捉え直すことによって得ようと

---

29 W. Kersting, a.a.O., S.101.
30 Ebd., S.101f.
31 G. Scholz, a.a.O., S.201.
32 Ebd. S.203.

する。

カントは、フーフェラントの『自然法の原則についての試論』（1785）に関する書評を書いている。フーフェラントはこの中で、「狭義の自然法」の諸原理に関する論争の歴史をまとめている。そして彼は、自然法の体系において考えられる強制しうる義務と、愛や良心といった強制しえない義務という二種類の義務について、次のように結論づける。「二つの種類の義務のあいだに確固とした境界線を引くことはできない」[33] し、実際「これまでの試みのどれも、強制を証明することに完全に成功することはなかった」[34]。そこからフーフェラントが至る、「自然法における拘束性についての教説は余計なものであり、しばしば誤った方向へ導くものでありうる」というテーゼに対して、カントは書評で次のようにコメントしている。「この点で本書評は執筆者に同意する。というのも、ここでの問いはただ、どのような条件のもとでなら、私は法の普遍的原則に矛盾することなく強制を行使できるかということだけだからである」（Ⅷ 128）。

自然法の名のもとで命じられるのは、さしあたりその根拠と内容は度外視するとして、強制しうるものであると客観的に認められるような義務である。しかしこうした義務を、それを強制することの客観的妥当性について明確に根拠づけたうえで、愛や良心といった強制しえない義務から区別することができないということを、フーフェラント同様カントもまた認めているなら、この場合に問題とすることができるのはむしろ、「自然法自体の固有の地盤の境界画定」（Ⅷ 129）について問うことであるだろう。それゆえまた、「カントの法哲学においてまさしくこの『法の普遍的原則』が、その客観的妥当性の性質に関してあいまいなものであるなら、その場合、道徳哲学の問題提起を前にして、カントの法論は次のような問いに答えるものであると容易に推測される。それは、人間が人間に対して行使する強制は、どのような条件のもとでなら、道徳的な判定の最上の原理に適合する仕方で、道徳的に可能であるか、という問いである」[35]。この「推測」からショルツは、「法とは何か」という「法哲学の根本的な問いが述べているのは、どのような強制が道徳的に可能かということであると仮定する」[36] ことにより、この問いの答えを導く。そしてこの答えのうちに、彼は例の「難問」の解決を見いだす。

「道徳的に可能であるのは、その強制の格率を通じて、その格率が普遍的法則となることを、つまりあらゆる人がその格率に従って行為する権能をもつということを汝が同時に意欲しうるような、そうした強制である」[37]。意志をもつ理性的存在者として、私は自分の自由を必然的に意欲する。そうした私が、他者が私を強制する権能を他者に与えるような法則を同時に意欲することができるのは、この法則に従って私自身が自由であることになる場合であるだろう。それゆえ、私の自由と私に対して強制する他者の権能を同時に対象としてもつような普遍的に立法する意志というものを、自己矛盾なく考えることができるのは、次の場合である。それは、ある法則がすべての人の外的な自由を両立させることにより私の自由もまた可能にし、この同じ法則に従って、

---

33 Gottlieb Hufeland, *Versuch über den Grundsatz des Naturrechts*, Leipzig 1785, S.218.

34 Ebd., S.132.

35 G. Scholz, a.a.O., S.208.

36 Ebd.

37 Ebd.

すべての人の外的自由と両立しないような私の行為に対して強制が向けられる場合である。この場合強制は、普遍的法則として私によって意志されうるため、意志の自律に矛盾しない。「それゆえ、道徳的に可能なことの最上の基準に適合して道徳的に可能である」[38]。

法論の基礎にこうした「強制行為の道徳的な判定」[39]を考える場合には、法の法則を、「ただ外的な行為とその行為が法則に適合しているということだけに向けられる」（Ⅵ 214）ものでありながら、同時に客観的妥当性をもつものとして表象することが可能になる。万人の自由を両立可能にするような普遍的法則を意欲するのと同じ意志によって意欲される強制は、この同じ普遍的法則において正当化される。つまりこの強制は、普遍的立法の形式によって判定される「正しさ」の表象とともに普遍的法則として意志されるため、法則の普遍妥当性だけが意志規定の根拠となるという、遂行原理の形式性を担保しうる。法則の判定原理である普遍的立法の形式が同時に法則の遂行原理でなければならないという、法則の客観的妥当性を支えるはずの要素は、道徳的に根拠づけられた強制が遂行原理の位置を占めることにより確保される。このように、強制の道徳的可能性を考えるときにはじめて、カントの法の法則についての二つの想定、客観的に妥当する理性の法則であり、かつ外的行為のみにかかわるものであるという想定を、自己矛盾を含まないものとして理解することができる。強制の権能は、道徳法則とは区別される法の法則の「固有の原理をはじめて理解できるものとする」[40]。ショルツのこの論証によって示されているのは、道徳的遵守を断念するという、法論の独自性の根拠である。

これにより、道徳に〈依存〉しつつ道徳から〈独立〉しているものとして、カントの法の構想を整合的に説明できたことになるだろう。一方で、法の法則を、客観的妥当性をもち拘束性を要求しうる実践的な理性法則であると考えるなら、法は道徳性を前提としているのでなければならない。道徳性の要求は、普遍的な立法形式を正しさの判定原理とすると同時に、判定された正しさの内実にすら依拠せず、普遍的立法という形式だけを遂行原理とすることを求める。判定原理と遂行原理が、このきわめてラディカルな意味で必然的に一致することによって、実践的法則という概念においてすでに考えられるはずの、法則の客観的妥当性が担保される。他方、法の法則は外的行為の合法則性のみを求めるものであり、それゆえ非－道徳的な仕方による法則の遵守を許容するのでなければならない。この二つの想定を架橋するのは、道徳的に根拠づけられた強制である。万人の自由の両立という正しさの判定とともに普遍的法則として意志される強制が遂行原理の位置を占めることによって、判定原理と遂行原理の一致が確保される。こうして法の法則は、法を遵守する主観の動機を問うことなく、客観的妥当性を獲得し拘束性を要求しうる。〈依存〉と〈独立〉の整合性はこのようにして説明可能である。本稿の課題はこれによって果たされたことになる。

---

38 Ebd., S.209.
39 Ebd., S.211.
40 Ebd., S.210.

おわりに

ケアスティングやショルツに倣って以上のように解釈するなら、カントの法は、「神」や「自然」によって与えられるのでも、根拠なくただ「現にある」のでもなく、あくまでも人間が理性的に自らに与えるものであり、またそのゆえに従われるべき規則として基礎づけられていることになる。このとき、法とは別に考えられる「真理」や「信念」に依拠することなく、法は、私たちが従うべきものとして表象される。万人の自由の両立可能性という基準において、法の「正しさ」が私たちによって判定され、この判定と同時に、遂行原理としての強制が私たち自身によって意志される。こうして確保された判定原理と遂行原理の一致が、法の客観的妥当性を構成する。つまり、ある法において万人の自由が両立可能であるか否かについての私たちの判定と、法に従うべきだというラディカルな拘束性は同時に発生することになる。このように解釈されるカントの法が、どのような可能性とリスクをもつのかについての考察は、今後の課題となる。

（よねだめぐみ　哲学哲学史・博士後期課程）

Das Abhängigkeits- und Unabhängigkeitsverhältnis des Rechts von der Moralität bei Kant

Megumi YONEDA

Kants Exposition des Rechtsbegriffes bietet Bestimmungen, die einen scheinbaren Gegensatz in der Beziehung zwischen Recht und Moral enthalten. »Also ist das allgemeine Rechtsgesetz: handle äußerlich daß der freie Gebrauch deiner Willkür mit der Freiheit von jedermann nach einem allgemeinen Gesetze zusammen bestehen könne, zwar ein Gesetz, welches mir eine Verbindlichkeit auferlegt, aber ganz und gar nicht erwartet, noch weniger fordert, daß ich ganz um dieser Verbindlichkeit willen meine Freiheit auf jene Bedingungen s e l b s t einschränken s o l l e [...]«. Das Recht ist auf den Bereich des äußeren Handelns beschränkt. Das Gesetz der äußeren Handlungen wird hier nicht zum inneren Gesetz des Handelns. Es verzichtet also ausdrücklich auf die moralische Subjektivität. Man kann hier die Unabhängigkeit des Rechts von der Moralität erkennen. Das Recht aber erlegt eine Verbindlichkeit auf. Der Kantische Verbindlichkeitsbegriff steht unter der Voraussetung der transzendentalen Freiheit. Das Rechtsgesetz weist sich daher als moralisch-praktisches Gesetz aus, da es Verbindlichkeit auferlegt. Diese Behauptung weist zugleich auf die Abhängigkeit des Rechts von der Moralität hin.

Wolfgang Kersting sieht trotz dieses scheinbaren Gegensatzes in Kants Betrachtungen eine konsequente Grundlage an. Wir untersuchen hier nach seiner Ansicht die kantische Konzeption des Rechts, und stellen Folgendes fest: Einerseits wird die „Abhängigkeit“ als die Bedingung für die objektive Gültigkeit des Rechtsgesetzes bestätigt, andererseits wird die „Unabhängigkeit“ in der Frage nach der moralischen Möglichkeit von Zwangshandlungen erschlossen. Die moralische Begründung für den Zwang macht erst die Eigenständigkeit der Rechtslehre verständlich. Diese Interpretation wird die Stimmigkeit von „Unabhängigkeit“ und „Abhängigkeit“ vorlegen.

キーワード

法の法則、拘束性、客観的妥当性、道徳性、強制